



総務省

諮問第202号の概要

(令和8年社会生活基本調査に係る匿名データの作成)

令和7年12月
総務省統計局

匿名データの作成・提供に係る取組

公的統計の整備に関する基本的な計画

(第Ⅲ期基本計画。当初/平成30年3月6日閣議決定、変更後/令和2年6月2日閣議決定)

- 匿名データについて、統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。【総務省、令和元年度末までに実施】

(第Ⅳ期基本計画。令和5年3月28日閣議決定)

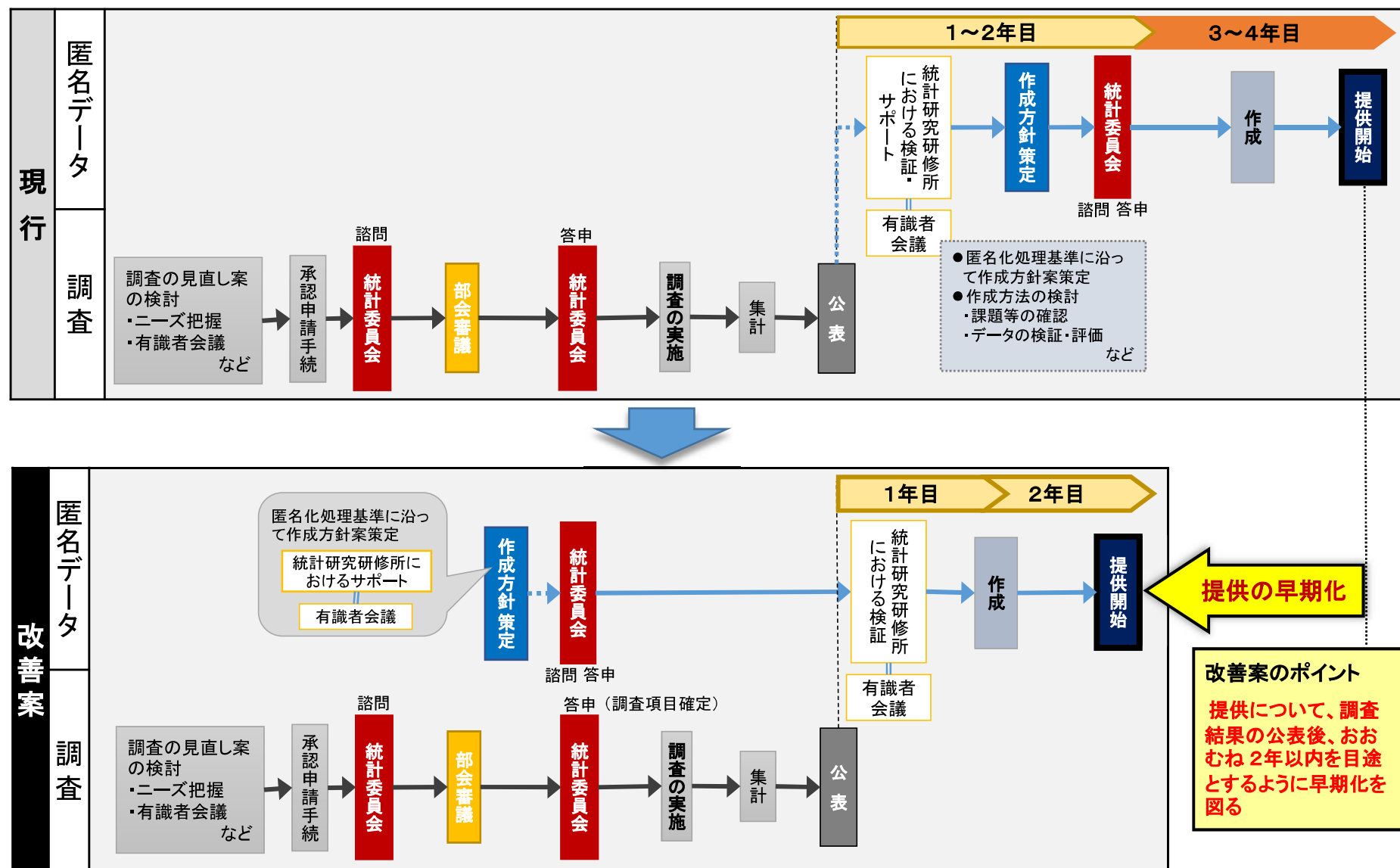
- 匿名データやオーダーメイド集計について、利用者のニーズを踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。【各府省、令和5年度から実施】

提供早期化に資する取組

- 「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について（平成27年9月統計委員会決定。令和6年9月改正）」に基づき、統計委員会における審議の効率化及び重点化
 - 個々の調査事項の処理方法から調査事項の特性に応じた調査共通の考え方に「匿名化処理基準」を改定
 - 調査結果の公表後に行っていた匿名データ作成の答申は、基幹統計調査の実施又は変更に係る統計委員会の答申を行った後に行うことも可能

【参考】匿名データの提供の早期化

(第209回統計委員会 (令和6年9月26日) 資料4-1 別紙)



※ 既に基幹統計調査の実施又は変更に係る答申を受けている調査については、上段の流れとなる。

また、各統計調査の状況に応じて、下段の流れに順次移行する。

匿名データの作成方針

匿名データの作成方針

（今回の匿名データの作成対象）

統計調査名	作成対象年次	（参考）作成済の調査年次
社会生活基本調査	令和 8 年	平成 3 年、8 年、13 年、18 年、23 年及び 28 年並びに令和 3 年

（調査事項の主な変更点）

本調査の調査事項については、前回調査（令和 3 年調査）から、以下の点を変更

- 調査票 A の生活行動の項目「趣味・娯楽」について、「スポーツ観覧・観戦（テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く）」を「現地でのスポーツ観戦」に名称変更。また、「現地以外でのスポーツ観戦（パブリックビューイング・テレビなど）」を追加

（各調査事項の匿名化处理）

- 総務省統計研究研修所が開催している「匿名データ有識者会議」において、本調査の匿名化处理が匿名化处理基準に沿っていることを検証の上、妥当である旨確認済み

（匿名データの作成方法）

- 本調査の結果公表後に、総務省統計研究研修所の支援を受けつつ、実際の調査票情報を用いて匿名化处理の妥当性に関する検証を実施した上で作成する。

（提供予定時期）

- 令和 11 年 12 月

【参考】 匿名データの作成に係る検討

(検討の経緯)

「匿名データ有識者会議」（令和7年11月）において、令和8年社会生活基本調査の匿名データの作成方法などを検討し、作成方針を策定

○匿名データ有識者会議の構成員等

<構成員> (◎は座長)

會田 雅人	滋賀大学データサイエンス・AIイノベーション研究推進センター特任教授
伊藤 伸介	中央大学経済学部教授
◎ 加藤 久和	明治大学政治経済学部教授
高部 勲	立正大学データサイエンス学部教授
樋田 勉	獨協大学経済学部教授
村田 磨理子	公益財団法人統計情報研究開発センター主任研究員

<オブザーバー>

椿 広計	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 データサイエンス共同利用基盤施設 副施設長
廣松 毅	東京大学名誉教授
美添 泰人	一般社団法人新情報センター会長